

令和7年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年(行コ)第10号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和6年(行ウ)第1号)

口頭弁論終結日 令和7年1月20日

5.

判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月1丁目1番地

被 控 訴 人

石川県知事 馳 浩

同 訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

同

森 岡 真 一

同 指 定 代 理 人

東 秀 一

同

土 田 ち え 子

同

越 田 剛 章

同

山 加 奈 子

同

島 崎 拓 也

10

15

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1ないし10の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和5年5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

25

第2 事案の概要（略語等は、原判決の例による。）

1 本件は、石川県の住民である控訴人が、石川県議会の議員である原判決別表
「議員氏名」欄記載の各議員が令和4年度に県から交付を受けた政務活動費に
つき、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額を違法に支出し、これに
5 相当する金員を県に対して不当利得として返還すべきところ、被控訴人がその
返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号
に基づき、被控訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれ
に対する令和5年5月1日（令和4年度の政務活動費に係る収支報告書の提出
期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損
10 害金の支払を請求することを求める住民訴訟である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、控訴人がこれを不服と
して控訴した。

2 関連法令等の定め、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、3の
とおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」
15 第2の2ないし4のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

(1) 原判決は、本件マニュアルで定めている政務活動費用途基準表を規範視し
て政務活動費に関する支出の違法性を判断している。

しかし、本件マニュアルは地方自治法100条14項に定める「条例」そ
20 のものではないから、上記政務活動費用途基準表で定めた支出費目等の費用
の定めは条例所定経費とはならない。

したがって、本件マニュアルは規範性を有しないから、原判決「事実及び
理由」第2の2「関係法令等の定め」から削るべきであり、これに基づいて
政務活動費に関する支出の違法性を判断した原判決には誤りがあり、憲法7
25 6条及び94条に違反するものである。

また、本件の争点は本件マニュアルが政務活動費に関する法規範であるか

否かであるから、原判決「事実及び理由」第2の4(1)「争点(1) (本件各支出は政務活動費を充当することができないものか)」は誤りであり、原判決「事実及び理由」第3の1(1)「政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み」も誤りである。

5 (2) 政務活動費の交付を受けた議員が収支報告書とともに議長に提出する本件条例9条4項の「支出の事実を証する書類」は、当該支出の支出証拠文書であるから、政務活動に要した経費であることを証する書面の提出が必要と解すべきであり、これがない場合は本件条例に違反する支出となる。

10 (3) 原判決は、各議員の支出について、資料として議長に提出したものではない証拠により、本件マニュアルに従って認定しているから、上記(1)及び(2)のとおり、誤りである。

15 (4) 原判決は、紐野議員の支出について、一部について後援会活動に該当するなど、政務活動費を充当することが適当でないとしつつ、政務活動費の案分充当を認めるが、後援会活動に該当するなど政務活動費を充当することが適当でない以上、本件マニュアルに案分充当を認めるとする定めもないから、案分充当は認められない。

20 (5) 原判決は、政務活動費に関する支出の違法性判断の枠組みについて、最高裁判決（最高裁平成22年(行ヒ)第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）を根拠にしているが、これは政務調査費の経費支出に関する判決であり、本件条例の政務活動費の経費支出に関する判断である本件の根拠となるものではない。

第3 当裁判所の判断

25 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第3の1のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、本件マニュアルで定めている政務活動費使途基準表を規範視して政務活動費に関する支出の違法性を判断することは誤りである旨主張する。

しかし、本件マニュアルの内容を条例所定経費の解釈の指針として参照することが相当であることは、原判決「事実及び理由」第3の1(2)に説示する
5 とおりであり、原判決の争点設定及び判断に誤りはなく、控訴人が主張するような違憲性もないというべきである。

(2) 控訴人は、本件条例9条4項規定の「支出の事実を証する書類」は、政務活動に要した経費であることを証する書面の提出が必要と解すべきである旨主張する。

しかし、本件条例9条4項は、「領収書その他の支出を証する書面」と規定しており、本件マニュアルにおいてもそれ以外の根拠となる書類は保管すべきものとされ、議長に提出すべきものとはされていないこと、本件条例12条に議長に必要な応じた調査権限が定められていることに鑑みれば、政務活動に要した経費であることを証するそれ以外の書類は議長の求めに応じて
10 提出すれば足りるものと解するべきであり、このような取扱いも政務活動費の適正な運用を期する観点から不合理とまではいえないから、本件条例9条4項の文理を離れた拡大解釈をする必要性は認められない。

したがって、政務活動に要した経費であることを証する書面（条例所定経費の支出であることを証する書面）の提出の必要を認めなかった原判決に誤り
15 があるということとはできない。

(3) 控訴人は、原判決は、各議員の支出について、資料として議長に提出した
20 ものではない証拠により、本件マニュアルに従って認定しているから、その判断には誤りがある旨の主張をする。

しかし、上記(2)において説示するとおり、各議員が議長に提出すべき書類は領収証その他支出を証する書面であって、原審で提出された証拠を議長に
25 提出していないこと自体を違法ということとはできず、また、支出の違法性の

有無を判断する際に証拠となる書類が議長に提出されたものに限られると解すべき理由はないから、原判決が上記証拠を用いて認定・判断をしたことに誤りがあるということとはできない。

また、上記(1)において説示したとおり、本件マニュアルの内容を条例所定経費の解釈の指針として参照することは相当であるから、原判決が本件マニュアルに従って認定・判断をしたことに誤りがあるということとはできない。

(4) 控訴人は、原判決が、紐野議員の支出について、政務活動費の案分充当を認めたことについて、後援会活動に該当するなど政務活動費を充当することが適当でない以上、本件マニュアルに案分充当を認めるとする定めもないから、案分充当は認められない旨主張する。

しかし、本件マニュアルの政務活動費使途基準表（原判決38頁以下）は、交通費、携帯電話利用料、インターネット接続料、コピー機等事務機器リース、ガソリン代及び人件費等について案分割合を定めており、案分充当が可能なものはこれを許す趣旨と解されるから、原判決が、紐野議員の支出について、政務活動費の案分充当を認めたことについて、誤りがあるということとはできない。

(5) 控訴人は、政務調査費に関する最高裁判決の判断枠組みは政務活動費に関する本件では適用されない旨主張する。

しかし、政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されていたところ（平成24年法律第72号による改正前の地方自治法100条14項）、同改正により、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されることとなり、使途が拡大され、交付の対象及び額のみならず、経費の範囲も条例で定めるなどの改正がされたことに伴い、名称が変更されたものである（同改正後の同法100条14項）。このような経緯を踏まえると、議員の政務活動に関し公費から交付された金銭を支出することが適法であるか否かという論点の判断枠

組みは、その名目が政務調査費であるか政務活動費であるかによって異なる
と解すべき理由はないというべきである。

(6) その他、控訴人が種々主張する点を考慮しても、上記判断は左右されない。

3 以上によれば、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決
は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文の
とおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

10 裁判長裁判官

大野和明 

15 裁判官

升川智道 

裁判官

山田華司 

これは正本である。

令和7年3月12日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 塚 林 卓

